

地域計画(変更案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年 月 日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	美作市 (33215)
地域名 (地域内農業集落名)	英田地域 (奥、福本、井口、三保原、真神、上山、中川、横尾、北、南、城田、下山、中河内、英田青野、鳥淵、尾谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	189.2←188.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	189.2←188.5 ha
② 田の面積	179.9←179.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.3←9.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	33.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	98.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	29.3 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今後、規模拡大を望む農家は限定されており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、地域全体で29.3ha存在し、新たな農地の受け手の確保が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

福本地区は吉野川水系と一部河会川水系、尾谷川水系に属し、平坦部には集団的に水田が広がっており、ほ場整備された水田では水稻が作付けされており、山間地には小規模な水田が帯状に広がっている。また、露地ぶどうの栽培が集団で行われている。今後は、農地の流動化を推進し、担い手農家への集積を図る。  
 河会地区は河会川水系に属し、ほ場整備された平坦な水田が帯状に広がっており水稻が作付けされている。今後は、担い手農家への農地の集積を積極的に推進する。  
 上山地区は標高200mから450mの地域の急峻な山間部に棚田が扇状に広がっており、高齢化と後継者不足により過疎化が急速に進展し、農地の荒廃が進んでいるが、一部で荒廃した棚田の復旧が進んでいる。  
 尾谷地区は吉野川と尾谷川沿いに水田があるが、規模は小さく分散している。  
 公文地区は吉野川水系に属し、山間地の水田は荒廃が進んでおり土地利用率は低い。  
 上山、尾谷、公文地区は、今後、農地の流動化を積極的に推進し、担い手農家への集積を図る。  
 多面的機能支払制度の活動を継続していくことで、農道や水路、ため池等の維持管理を行い、地域住民への活動参加を呼びかけることで、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。  
 多面的機能支払制度の活動に取り組んでいない集落においては、広域活動組織への参加を推進し、多面的機能支払制度を活用することで、農業者を含めた地域住民による農業関連施設の維持管理体制づくりを図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.7 %	将来の目標とする集積率	11 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作可能な農地から耕作放棄地が出ないように、担い手に集積していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
英田地域の農地利用は、認定農業者を中心とした中心経営体が担うほか、農業後継者や入作を希望する農業者に対し、集積、集約支援を促進することにより対応していく。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
将来の経営農地の集約化を考慮し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 認定農業者等の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。 多面的機能支払制度を活用し、水路、農道等の補修・改良等を実施し、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
集落営農組織に若い担い手をもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していくことができる。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害が拡大しないよう、原材料補助で行政と連携して、防護柵等の設置を行う。また、維持管理等については、多面的機能支払制度の活用により、防護対策の徹底及び地元猟友会と連携し、捕獲等による総合的な鳥獣被害対策を進めていく。  
⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による活動を継続することにより、地域内で農業を担う者との間で相互に連携、または役割分担して、農道、水路、ため池等の地域資源の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。

